

群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ヤード 自動車等の保管又は解体（自動車等から部品その他の物品を分離する行為又は自動車等を切断する行為をいう。第四号及び第五条において同じ。）の用に供する施設（その敷地を含む。第十一条第一項において同じ。）のうち、次に掲げる物であって、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが当該施設の周囲に存するものをいう。

イ 塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する工作物

ロ 山林、崖等の自然の地物

二 自動車等 自動車、原動機付自転車、自転車及び自動車部品であって、公安委員会規則で定めるものをいう。

三 盗難自動車等 自動車等であって、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得されたものをいう。

四 ヤード内自動車等関連事業 ヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（公安委員会規則で定める規模未満のヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（業として行わないものに限る。）を除く。）であって、譲渡、引渡し又は輸出を目的とするものをいう。

五 ヤード内自動車等関連事業者 ヤード内自動車等関連事業を行う者をいう。

(ヤード内自動車等関連事業に係る届出)

第三条 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規

則で定めるところにより、ヤードごとに次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 ヤードの所在地
- 三 ヤードの規模及び設備の概要
- 四 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったときは、当該変更の日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、そのヤード内自動車等関連事業を休止し、若しくは廃止し、又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開したときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(相手方の確認)

第四条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合には、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該自動車等を引き渡そうとする者（以下この条、第六条第一項第四号及び第十四条第二号において「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認をしなければならない。

- 一 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項
- 二 個人 氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

(盗難自動車等の申告)

第五条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は保管若しくは解体を行おうとする場合において、当該自動車等について盗難自動車等の疑いがあると認めるときは、直ちに警察官にその旨を申告しなければならない。

(記録の作成等)

第六条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録（次項及び第十四条第三号において「取引記録」という。）を作成しなければならない。

一 受取又は引渡しを行った年月日

二 自動車等の品目及び数量

三 自動車等の車台番号その他の特徴

四 相手方が法人である場合にあっては第四条第一号に定める事項、個人である場合にあっては同条第二号に定める事項

五 第四条の規定により行った確認の方法

六 その他公安委員会規則で定める事項

2 ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定めるところにより保存しておかなければならない。

(従事者名簿)

第七条 ヤード内自動車等関連事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の名簿（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録するものを含む。）を備え、これに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

(標識の掲示)

第八条 第三条第一項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出をしたことを示す公安委員会規則で定める様式の標識について、公安委員会規則で定めるところにより、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、公安委員会規則で定める場合を除き、公安委員会規則で定めるところにより、インターネットの利用により公衆の閲覧に供しなければならない。

(土地等の譲渡等をしようとする者の責務)

第九条 県内に所在する土地又は建物（以下この条において「土地等」という。）の

所有者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者（既にヤード内自動車等関連事業を行っている者を含む。以下この項及び第三項並びに次条において同じ。）に対し、当該土地等の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該土地等の譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該土地等において盗難自動車等をヤード内自動車等関連事業の用に供しないことを確認するよう努めなければならない。ヤードを設置した者が、ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し当該ヤードの譲渡等をしようとするときも、同様とする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等において、盗難自動車等がヤード内自動車等関連事業の用に供されることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

3 土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者と当該土地等の譲渡等に係る契約を締結するときは、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該土地等において盗難自動車等をヤード内自動車等関連事業の用に供してはならない旨

二 当該土地等において盗難自動車等がヤード内自動車等関連事業の用に供されること又は供されたことが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除すること、当該土地等を買戻すことその他の必要な措置を講ずることができる旨

（ヤードの視認性の確保）

第十条 ヤードを設置しようとする者及びヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、当該ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

（立入検査等）

第十一条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員にヤード内自動車等関連事業を行っていると認められる者の事務所、ヤードその他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十二条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が同法第四十九条第二項に規定する特定整備としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。
- 二 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

- 一 第三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第十七項に規定する関連事業者（次項及び第四項において「関連事業者」という。）
- 二 第五条 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第三項の規定により警察官に申告しなければならない場合における古物商（同法第二条第三項に規定する古物商をいう。次項及び第四項において同じ。）

- 3 第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、ヤード内自動車等関連事業者の確認を要しない。

- 一 使用済自動車再資源化法第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定により、次に掲げる関連事業者が情報管理センター（使用済自動車再資源化法第百十四条に規定する情報管理センターをいう。次項において同じ。）に報告した事項
- イ 使用済自動車再資源化法第九条第一項の規定により使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）を引き取らなければならない場合における引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。次項において同じ。）

ロ 使用済自動車再資源化法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合におけるフロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。次項において同じ。）

ハ 使用済自動車再資源化法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十六条第六項の規定により使用済自動車を引き渡される場合における解体業者（使用済自動車再資源化法第二条第十三項に規定する解体業者をいう。次項において同じ。）

ニ 使用済自動車再資源化法第十七条の規定により解体自動車（使用済自動車再資源化法第二条第三項に規定する解体自動車をいう。次項において同じ。）を引き取らなければならない場合における破砕業者（使用済自動車再資源化法第二条第十四項に規定する破砕業者をいう。次項において同じ。）

二 古物営業法第十五条第一項の規定により相手方の真偽を確認するために古物商がとった措置によって確認をした事項

4 第六条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録の作成及び保管をすることを要しない。

一 使用済自動車再資源化法第八十一条第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定により、次に掲げる関連事業者が情報管理センターに報告した事項

イ 使用済自動車再資源化法第九条第一項の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならない場合における引取業者

ロ 使用済自動車再資源化法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合又は使用済自動車再資源化法第十四条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならない場合におけるフロン類回収業者

ハ 使用済自動車再資源化法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡さなければならない場合又は同条第七項において準用する同条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における解体業者

ニ 使用済自動車再資源化法第十六条第四項又は第六項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により解体業者から解体自動車又は使用済自動車を引き渡される場合における他の解体業者

ホ 使用済自動車再資源化法第十七条若しくは第十八条第三項の規定により解体自動車を引き取らなければならない場合若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車を引き渡さなければならない場合における破砕業者又は同条第二項若しくは第七項の規定により破砕業者から解体自動車を引き渡される場合における他の破砕業者

二 古物営業法第十六条の規定により古物商が帳簿等に記載をし、又は記録をした事項

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヤード内自動車等関連事業を行った者

二 第四条の規定による相手方の確認をせず、自動車等を受け取った者

三 第六条第一項の規定による取引記録を作成せず、若しくは虚偽の取引記録を作成し、又は同条第二項の規定による保存をしなかった者

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六条 第七条に規定する名簿を備えず、又はこれに必要な記載若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第十二条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第十三条並びに次項の規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者は、第三条第一項の規定の適用については、ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者とみなす。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和七年九月三十日までに」とする。